(c) 第八・九条又は第八・十七条
(d) 第八・十条
(e) 第八・十一条

2　留保には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
(b) 小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
(c) 産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
(d) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
(e) 概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
(f) 現行の措置。「現行の措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、他の全ての事項に優先する。

4　金融サービスに関し、

(a) 日本国は、第八・六十五条の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このことの関連において、証券会社は、日本国の関係法令に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法令に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。
(b) サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなく欧州連合の領域において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第八・二条(d)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

5　海上運送サービスに関し、海上運送サービスのうち内航海運に係るものに影響を及ぼす措置については、第八・六条2(a)の規定により第八章第B節の規定の適用範囲から及び第八・十四条2(a)の規定により同章第C節の規定の適用範囲から除外されるので、この表には含まれない。

6　第八・七条及び第八・十五条の規定に基づく義務に影響を及ぼす周波数のスペクトルの利用可能性に関する日本国の法令については、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）の別添六を考慮して、この日本国の表には含まれない。

7　この附属書の日本国の表の規定の適用上、「JSIC」とは、総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類をいう。

一

分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	市場アクセス（第八・七条） 内国民待遇（第八・八条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条）

二

概要	投資の自由化 1　日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) 欧州連合の企業又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) 欧州連合の企業又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。 2　1の規定にかかわらず、日本国の中央政府は、1に規定する持分又は資産の日本国の中央政府から欧州連合の企業又はその投資財産への最初の移転の後に、新たな法令により、1に規定する禁止、制限又は措置を採用しない。（注） 注　日本国の中央政府は、最初の移転の際に採用し、又は維持した当該禁止、制限又は措置を維持することができる。
分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 経営幹部及び取締役会（第八・十条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条）
現行の措置	投資の自由化及び国境を越えるサービスの貿易 日本国は、日本国内における電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資又はこれらに係るサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。（注） 注　この留保の適用上、「郵便サービス」とは、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第四条第二項に規定する他人の信書の送達及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）に規定する信書便の役務（ただし、同法に規定する特定信書便役務を含まない。）をいう。「郵便サービス」の定義に含まれないサービスとしては、小包、包装物、物品、ダイレクト・メール及び定期刊行物の送達が挙げられる。 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）附則第五条 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二条 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号） 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第一条の二 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第三条 当せん金付証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第四条 日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十六条及び第四十九条 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第四条及び第十条 スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三条

三

分野	全ての分野（認識されていないか又は技術的に提供可能でないサービス）
小分野	
産業分類	
関連する義務	市場アクセス（第八・七条及び第八・十五条） 内国民待遇（第八・八条及び第八・十六条） 最恵国待遇（第八・九条及び第八・十七条）